

調査対象貨物の変更について

中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第8条第5項に規定する調査開始の件(令和3年6月14日財務省告示第163号)で告示した関税定率法(明治43年法律第54号)第8条第5項に規定する調査(以下単に「調査」という。)において、令和4年4月28日、調査に係る貨物(以下「調査対象貨物」という。)を変更することとし、同告示の一部を改正した。調査対象貨物の変更に係る経緯は以下のとおり。

1. 調査において、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線(注)が、調査の供給国から本邦向けに輸出されていることが認められた。ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線は、変更前の調査対象貨物と同様に、日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項(日本産業規格))に規定する日本産業規格をいう。)G3547に適合するものとして製造され、販売される可能性がある。

(注)ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線は、変更前の調査対象貨物とは異なり、ほう素を全重量の0.0008%以上0.007%以下含有する。

2. このため、令和4年3月14日及び23日、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大することについて、利害関係者に対して証拠の提出及び意見の表明を求めるとともに、調査に協力している産業上の使用者に対して意見の表明及び情報の提供を求めた。

3. これに対し、利害関係者及び産業上の使用者から、回答書等の提出があった。提出された回答書等の概要は以下のとおり。

(1) ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線の取扱いがあると回答した全ての利害関係者等及び申請者から、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線と変更前の調査対象貨物は、物理的及び化学的特性、製造工程、流通経路、用途等に実質的に違いはない旨回答があり、両者は実質的に同一であると認められた。

(2) また、申請者から、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大することを支持する旨の意見の表明があるとともに、令和3年3月31日に提出された不当廉売関税を課することを求める書面に記載のある変更前の調査対象貨物に係る不当廉売及び損害に関する主張が、ほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線にも同様に当てはまることが示された。

4. 以上のことから、調査対象貨物をほう素を少量含有する溶融亜鉛めっき鉄線に拡大した上で調査を継続することが適当と認められたため、調査対象貨物を変更することとした。